

# 会 議 録 目 次

平成 2 1 年 第 7 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 ( 第 1 日 目 )

平成 2 1 年 8 月 1 0 日 ( 月 ) 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	2
日程第 2	会期の決定について……………	2
日程第 3	庁舎建設特別委員会中間報告……………	3
	( 閉 会 ) ……………	1 3



7. 欠 席 議 員 (1名)

1番 大 江 康 子

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

な し

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 森 靖 彦 |
| 主 査         | 森 原 宏 生 |
| 主 任 主 事     | 中 村 修 介 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 庁舎建設特別委員会中間報告

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成21年第7回海田町議会臨時会を開会いたします。

なお、本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第3に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より11番、西山議員、12番、崎本議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第3、庁舎建設特別委員会中間報告を議題といたします。庁舎建設特別委員会から庁舎の建設に伴う調査・研究について中間報告をしたいとの申し出があります。佐中議員。

○15番(佐中) 何で執行部を呼ばんのですか。町長が招集させて、議長に報告することになっておりますが、町長が招集しておるのに、なぜ町長を呼ばんのですか。

○議長(久留島) 本日の議会は、委員会から議員の方に説明するというので、執行部は出席していません。佐中議員。

○15番(佐中) いやいや、町長に議会を招集させておいて、議長報告、委員会は議長へするんだけど、その中身、趣旨は執行部へ報告することでしょう。それを、なぜ執行部を入れさせんのかというのをお尋ねするわけです。

○議長(久留島) 今日の議会は、議会への報告となっております。佐中議員。

○15番(佐中) 町長が臨時議会を招集しておるわけでしょう。それで、本当のねらいは、執行部へこのことを伝えるわけでしょう。だから、その中身について執行部が出るのは当然だと思うんですが、その見解をお尋ねしておるんです。

○議長(久留島) それでは、事務局長、ちょっと説明お願いいたします。事務局長。

○事務局長(飯森) では、まず整理させていただきます。本日の議会、先ほど議長がおっしゃいましたように、庁舎建設特別委員会から議会への報告でございます。それと、第2点目の、なぜ執行部が出席していないかということでございますが、先ほど申しましたように、今回は、あくまで議会内部の報告、それに伴う臨時議会でございます。いわゆる説明員としての執行部の必要はございません。出席要求の権利もございませんし、出席義務もございません。ということで、本日は執行部の出席はないということでございます。

○議長(久留島) それでは、本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、庁舎建設特別委員会の中間報告を受ける

ことと決めます。庁舎建設特別委員会委員長の発言を許します。前田委員長。

- 庁舎建設特別委員会委員長（前田） それでは、庁舎建設特別委員会の中間報告を行います。本委員会の調査事項については、会議規則第43条の2第2項の規定により、調査の結果を次のとおり中間報告いたします。

調査事項としましては、庁舎の建設に伴う調査・研究でございます。調査の経緯は、そこに示しておりますように、5回の委員会を開いております。調査の概要及び結果でございますが、まず初めに、庁舎の建設について、現在の庁舎建設特別委員会が設置される以前は、平成19年9月7日に設置された庁舎建設特別委員会が調査研究を行っており、その委員会において、「委員会における調査研究は中途の状況であることから、今後海田町議会として調査研究を続けていく必要がある。」との意思確認がなされ、最終報告されているところであります。このことから、本委員会が中間報告を行うに当たり、前委員会における調査内容の概要について記載するものです。

この前委員会は第1回から13回まで行われておりますが、第1回の委員会としては、執行部は7カ所の候補地を検討し、それを3カ所に絞った上で案を提示していたが、3候補地以外の候補地についても議論が及び、次回委員会において、残る4候補地について追加資料の提出を求め、さらに協議を行うこととしております。第2回委員会は、庁舎移転の候補地は執行部の提示した3案から7案に増加され、あわせて、それぞれの候補地に関して現況把握を行った。第3回委員会、7カ所の候補地について、メリット・デメリット等の説明を執行部から受け、質疑・意見交換を行った。今後の協議に当たり、民意を把握すべく、候補地を絞った上での住民アンケート調査を実施することとした。第4回委員会、町民意向調査の概要（案）について執行部から説明を受けた。候補地の数について議論した結果、3候補地、いわゆる現在地、町営プール跡地及びJR海田市駅南口を調査対象とすることと了承した。また、委員会としては、意向調査の結果を尊重することとし、その結果を踏まえ、委員会で庁舎位置を選定し、中間報告をすることに決しております。第5回委員会、町民意向調査の内容や表記・表現等について意見が出され、可能な部分については執行部で修正対応することとなった。第6回委員会、町民意向調査の結果について執行部から結果を聴取し、議論については、後日改めて委員会を開催して行うこととなった。第7回委員会、町民意向調査結果報告書に関する質疑において、各委員からは、個々の主張に基づいての質疑が展開されたが、後日の委員会で庁舎位置に関する採決を行い、議会本会議で中間報告を行うことで一致した。第8回

委員会、庁舎の移転先としてはどの候補地がふさわしいか各委員が意見を述べることであり、各委員が個々に発言した結果、現在地、町営プール跡地、海田市駅南口の3候補地以外に、さらなる慎重審議を求める意見が出された。次回の委員会において、委員会としての方向を出す旨、確認した。第9回委員会、全委員の意見がそろった結果、現在地2名、町営プール跡地6名、海田市駅南口1名、さらなる慎重審議4名で集約された。また、委員会として、各候補地に関する詳細について資料請求することと決した。第10回委員会、前回の委員会で請求した資料の説明を受け、次回の委員会において質疑を行うこととした。また、あわせて各候補地の庁舎移転、建設等スケジュール表の提出、説明を求めることとした。第11回委員会、各候補地の庁舎移転スケジュールについて説明を受けた。その後、第10回委員会で説明を受けた資料についてもあわせて質疑を行った結果、各候補地における地権者との協議内容について再度精査され、用地取得等の問題について、ある程度方向性が示されるのを待って次回の委員会を開催することとした。第12回委員会、各候補地における地権者等との協議経過について、各委員に示され、質疑を行った。第13回委員会、これまでに行った庁舎建設の候補地の調査結果や経過を踏まえ、候補地に関して各委員の意思表示を取りまとめ、特別委員会として調査の区切りとする必要があることを確認し、庁舎の移転先としてはどの候補地がふさわしいか各委員の意見を聴取した結果、現在地2名、町営プール跡地6名、海田市駅南口2名、さらなる慎重審議3名で集約されました。また、今後も海田町議会として調査研究を続けていく必要性を確認した。これによって、平成21年4月、新しく庁舎建設特別委員会が設置されております。

そして、第1回の委員会として、平成21年4月21日に開かれております。まず、庁舎建設特別委員会の今後の進め方について、次のような意見が出された。議会は議決機関である。執行部が提出した案に対して、その可否を判断すべきである。1つ、前議会の庁舎建設特別委員会の調査報告の中で、「庁舎建設は町の重要施策であるとともに、委員会の調査事項である庁舎の建設に伴う調査研究も現委員会においては中途の状況であることから、今後も海田町議会として調査研究を続けていく必要がある。」との意思確認を行ったとある。これは、継続という意味合いが含まれていると判断し、新委員に対してこれまでの経過を説明して、同じ認識レベルで議論しなかったら、また前回と同じことで、結論の先送りのようなことの繰り返しになるのではないかということから、いろいろ説明をしております。執行機関と議決機関の位置づけを明確にし、地方自治法に基づ

いて委員会を進めてほしい、このような意見も出ております。また、その他、委員長権限で、執行部に早く候補地を出すよう指示してほしい。また、選挙時に町民の方から庁舎建設の件でいろいろ聞かれたと思う。私たちは、早急に委員会の意見を集約し、町民の方に知らせる義務がある。また、前議会の庁舎建設特別委員会の調査報告を出している。今までの経緯を無視するような進め方は賛成できない。今までの経過を踏まえ、進めてほしいと、いろいろ意見が出ております。今後の委員会の進め方については、本日のこのような意見をまとめて、委員会のいろいろな意見を聞きながら進めていくことと意思確認をしております。次回の委員会開催について協議して、第1回を終わっております。

第2回委員会は平成21年の5月18日に開いております。まず、地権者との協議状況と今後のスケジュールについて、執行部から資料「現況での地権者（3候補地）との協議状況について」、あるいはまた「今後のスケジュールについて（案）」に基づいて、次のような説明を受けております。隣接地東の地権者とは、平成21年5月に意思確認を行った。その結果、現在地が庁舎建設用地となれば協力するので、早く決めてほしい旨の回答を得ている。プール跡地については、平成20年11月12日付けで広島市からプール跡地が庁舎建設用地に決定した場合、市は共有持ち分の売却に応じる旨、回答を得ている。また、当該用地売却いかんにかかわらず、現海田中学校用地の市持ち分について昭和48年に締結した協定書を見直し、有償化に向けての協議に応じてほしい旨の相談があった。駅南口の権利者は、西日本旅客鉄道株式会社と株式会社千葉物流倉庫である。西日本旅客鉄道株式会社は、現在のところ独自の土地利用の考えはなく、民間による共同建物建設事業への参加については、ディベロッパー等が加わり、事業の実現性の高いものであれば検討してもよいとの回答を得ている。また、千葉物流倉庫株式会社については、公的な施設が誘致されるのであれば協力する旨、回答を得ている。できれば、従業員の定年まで倉庫業を継続したいが、町に協力する姿勢に変わりはないとのことである。これらの説明を踏まえ、次のような質疑が行われております。

まず、クエスチョンとしては、プール跡地について、広島市から昭和48年の協定書の見直し、有償化に向けての協議要請があるが、町の顧問弁護士の見解では、協定書は有効と判断されているのではないか。アンサーとして、町としては協定書有効との判断から、有償化に応じられない旨、主張している。続いてのQ、プール跡地、海田市駅南口東街区については、現在の計画では完成が延びるということであるが、平成21年9月か

ら基本計画に入らないと間に合わないスケジュールとなっている。6月または9月議会で1カ所に決定しないと間に合わないが、選定方法についてどのように考えているか。アンサーとして、各種団体や本委員会の意見を参考に、早急に1カ所に絞り、提案する。続いてのQ、社会情勢が厳しい中、新たに共同建設に名乗りを上げたとしても、この数カ月間で民間事業参画者の準備、選考、決定を行うのは厳しいのではないか。A、厳しいスケジュールではあるが、計画どおり進めるよう頑張っていきたい。続いてのQ、県との協議は、庁舎建設用地が決定してから行うか、それとも、既に協議しているか。A、県は、庁舎建設用地が決定しないと物件調査はできないとの考えで、具体的な協議は行っていない。Q、執行部は、庁舎建設用地を一本に絞り、提案すべきである。A、早い時期に一本に絞り、提案する。Q、執行部は、住民アンケート結果を尊重すると言っていたが、結果を受けての考えはどうか。A、アンケート調査実施後、海田中学校の土地問題が判明した。この問題が事前にわかっていたら様相が変わっていたと判断している。改めてこれらを精査し、慎重に考えていきたい。Q、区画整理事業の問題がある。区画整理事業の精査ができない限り、計画構想理念ができて、建築施工ができないと想定されるが、どうか。A、区画整理事業の施行面積5.8ヘクタールから2ヘクタールへの計画変更が昨年11月に決定された。約2年半を要した。これらを踏まえ、2ヘクタールの開発を国、県と調整し、早急に実施していきたい。続いてのクエスチョンで、海田市駅南口東街区に庁舎が平成24年度末までに完成しない場合の損害の問題をどのように想定しているのか。A、損害という問題はないと考えている。Q、基本計画について、庁舎建設用地の問題と基本計画の予算は別の問題と考えてよいのか。A、基本計画は、どこに決まっても対応可能な予算を組んでいる。Q、プール跡地は、災害に強くないと考えている。そういう問題は基本計画に入れないのか。A、国土交通省の基本設計に関する標準業務の中で、設計条件の整理、基本設計の方針の策定について、来年度予定分を前倒しで実施する。庁舎建設用地が一本化されると、今度は基本設計で機能等の具体的な検討を行っていく予定である。Q、広島県西部建設事務所では、庁舎移転について取り扱わないことを確認した。補償費の算定には一本化が必要で、町長も早い時期に一本化することのことだが、6月、9月、臨時会を含めて提案する予定があるのか。A、県と詰めてから方針を決定したい。Q、平成25年度から連続立体交差事業が着工する想定で話が進んでいる。県は予定どおり着工すると言っているだろうが、広島市の方はどうか。市は立ち退きがおくれていると市の職員から聞いたが、そのことについて市と話をした

のか。A、連続交差立体事業は、県と市が事業主体であり、市に聞くと、あくまでも25年度からの着工は変えていないとのことである。用地買収の進捗状況を見ると、市部分が海田、府中に比べておこなっているのは事実である。ただし、市の職員と直接協議はしていない。これまでの議論を踏まえ、町長から候補地を一本化したい旨の提案があったことを受け、執行部が候補地を一本化した段階で次回の委員会を開催することとした。次回の委員会開催について協議をしております。

第3回委員会は平成21年6月26日に行っております。その中で、庁舎建設候補地について、平成25年3月の移転時期を考慮すると、速やかに一本化する必要があるとの執行部の判断から、候補地を「海田市駅南口東街区」とした案が示された。判断理由を記した資料「新庁舎建設候補地の選定方針について」、「新庁舎建設候補地比較表」、そして「庁舎移転スケジュール（案）」、「庁舎移転構想案」が提出され、各自持ち帰り、内容を検討し、次回委員会で質疑することとした。次回の委員会開催について協議した。第4回委員会は、同じく平成21年7月16日に開いております。第3回委員会で提出された資料について執行部から説明を受けた。これらの説明を踏まえ、次のような質疑が行われております。

まず、クエスチョンとして、区画整理事業が完成しないと次へ進めない。スケジュールがおくれたら仮庁舎の検討も必要とあるが、これらすべて含めて概算で幾らかかるのか。また、仮庁舎を要しても、海田市駅南口東街区を選定する理由は何か。アンサーとして、仮庁舎については、現時点では具体的な構想はない。今後、必要があれば広島県海田分庁舎の無償借り上げの検討を視野に入れたい。この場合の移転費用は1,000万円から2,000万円を見込んでいる。Q、1ページの交通アクセスで、交通弱者である高齢者の利便性に十分配慮するとあるが、前の本委員会の調査報告にプール跡地が、一番徒歩圏人口が多いと出ている。この点についてどう考えているのか。A、様々な方から意見を伺い、また本委員会の意見を参考に決断した。現在は車社会であり、ほとんどの方が車によって各施設を利用されている。Q、町長の説明は、「来庁者の交通手段を自家用車から公共交通機関へ転換することが比較的容易であるため、二酸化炭素の排出量の削減効果が期待できる。」という記述と矛盾するのではないか。また、2ヘクタールの土地を、土日・夜間に閉庁する庁舎に充てることは町の活性化につながらないのではないか。A、2ヘクタールを有効活用するために、いろいろな文献や専門家の意見等を参考にした結果、決断した。Q、経済性の費用対効果を考えたとき、庁舎よりほかのものの方が費用

対効果が上がるのではないか。A、町が参画することにより、駅前にふさわしいまちづくりを行うことができ、費用対効果が上がると考えている。Q、町が考えている区画整理事業の事業施行期間は。アンサーとして、現在のスケジュールでは、平成24年度に工事が終わる予定である。Q、区画整理事業の減歩率は16.14%でよいか。アンサーとして、そうであると出ております。続いてのQ、土地の買い取りの見通しや感触はどうか。A、事業費は約10億円である。区画整理事業は用地買収ではなく、換地となる。おおむね事業に協力いただける旨の回答を得ている。Q、役場庁舎だけを買収するという考えはあるのか。A、現在の構想は、民間が共同建物を建設し、庁舎部分の床を取得するという考えである。Q、10億円の事業を民間がやるという意味か。A、10億円は区画整理事業の補償費と工事費が大部分を占める。これは区画整理事業のことであり、庁舎建設の事業は、民間が共同建物を建設し、庁舎部分の床を取得することとなる。区画整理事業と庁舎建設事業は別物である。Q、駐車場は350台あるとのことだが、この扱いはどうなるのか。A、マンション所有者、商業施設、公共の駐車場になるが、総事業費から割り出していくことも考えられる。Q、もし、庁舎が海田市駅南口東街区に行かない場合、倉庫業者が規模を縮小してでも業務を続けると主張したら、町としては何も考えないのか。A、土地利用は基本的に地権者の方の考えによる。倉庫業を続けることは法的に問題ない。Q、町長の説明で、専門家等の意見を聞いたとあるが、具体的に経済性を数値で示してほしい。A、数字で示すのはなかなか難しいが、駅前ならプール跡地より経済性が上がると考える。Q、経済性を求めるから、区画整理をするのではないか。何年たってお金が戻ってくるかが一番大事なことはないか。具体的に経済性の数値を示すべきである。また、そのためにコンサルタント会社を入れてはどうか。A、税込等年間約5,000万円を見込んでいます。駅前ならすぐ売れるのではないかとこの不動産業者もいる。Q、残りの2候補地について、どういうことで断念したか、町民に知らせていない。町民の理解も得なければならない。その点はどうか。A、詳しい広報をしたらどうかとの意見だと思うが、この点については、今後検討する。Q、移転費用を13億円ぐらい補償することだが、岩国市のようにならないのか。A、岩国市と違って、連続立体交差事業により庁舎を移転するものである。財政状況により延びることはあっても、現実的に事業は進んでいくと考えられる。13億円かどうかは別として、補償があるのは間違いない。Q、13億円から下がる可能性もあるのか。A、今から時価がどうなるかにより、多少変わる場合もある。Q、イメージパースもできているが、民間企業とのある程度の接触は

あるのか。A、区画整理事業上の構想段階でのイメージなので、民間企業との接触はない。Q、このイメージパースと変わったものが建つ可能性もあるのか。A、あくまでもイメージパースなので、これと変わる可能性もある。Q、区画整理事業をすることと、海田市駅南口東街区に庁舎を持っていくことについては関連性はないのではないかと。希望者があるのなら、そちらに誘致した方が駅前の経済効果が上がるのではないかと。A、庁舎の移転は、連続立体交差事業の中で行うものである。町の発展するシンボルイメージとして、海田市駅南口東街区に庁舎を持っていくことが必要である。Q、町は将来の道路整備についてどのような計画を立てているか。庁舎を駅前にした場合、道路整備をどのようにするのか。A、道路整備も含め、将来のまちがこうあるべきだと考えながらやっていきたい。Q、道路整備にビジョンがなければ、決めることができない。A、道路の渋滞には困っている状況である。この24日に議長と東広バイパスの陳情をする。新開蟹原線、町道6号線問題もあるが、これらを踏まえ、総合的に皆さんにご理解いただきたい。Q、区画整理事業の中で駅前広場についてどう考えるか。A、2ヘクタールの土地を基本設計等する中で、専門家の意見を聞きながらやっていきたい。Q、紙面ですと決定したかのように受け取られる。場所について、結論を出していかなければならないのではないかと。基本計画を作成するに当たり、海田市駅南口東街区を想定して作成するのか。そのとおりである、アンサーとしてそういう回答が返っております。続いてのクエスチョン、広報に載っている説明内容は不十分である。これらをきちんと説明していくことが必要である。この事業がどういう形で展開していくのか。共同事業とする場合、もっとリスクがかかるのではないかと。現時点でどこまでリスクを考えているか。アンサー、方針的なものをはっきりしないと前に進まない。出向いて行って説明をすることはやぶさかでない。現時点では、業者が倒産したときのリスクは考えていない。町は、庁舎部分の事業費しか負担しないという考えである。Q、比較表は都合のいいところだけを大きく取り上げ、都合の悪いところはぼかしている。アンサー、意向調査で交通の便がよいところがいいとの結果が出ている。Q、町内4小学校区で住民説明会をすべきである。A、実施することについては、やぶさかでない。Q、優良建築物整備事業としての補助を使うとなれば、庁舎が入らない方がより有効なのではないかと。A、これは基本的に共有部分について補助するものである。Q、広島市に報告に行ったとのことだが、協定書が有効であると認めたということか。報告に行った背景とプール跡地がどうなったのか、具体的に知りたい。A、協定書が有効であるのは、広島市も認めている。

ただし、時間がたっており、状況が変わっているので、協定書を見直してほしいと広島市は言っている。海田市駅南口東街区に庁舎が建てば、中学校プール跡地は現在の形態と変わらないので、有償化問題についてゆっくり協議しようという回答を得ている。Q、業者の打診はどこまで行っているのか。それなりに内諾を得た業者がいるのか。A、今の状態は一切白紙である。Q、他町にはそれぞれ商業の拠点施設があり、海田町としては、駅南口がこういった拠点施設をつくるべき最後の宝の場所なのではないか。そこに庁舎を持って来るより、民間のディベテロッパーが開発をして拠点施設をつくる方が、海田町の将来の発展に必要である。庁舎をあつ場所に建てて、土日や夜間が休みという状況より、全部を民間が開発するのが一番いいのではないか。もしくは、庁舎を別棟で建てるのではなく、大きいビルの中の、例えば3フロアだけを役場として借りる方がまだいいのではないか。そのあたりをどう考えるか。A、商工振興とまちづくりの両面を勘案しながら、発展に寄与していきたい。Q、庁舎が行かなくなっても開発はできるのではないか。もし、行ったとしても、ビルの中のフロアを借りるなら、役場がなくなる時も簡単なのではないか。A、ディベテロッパーとしては、公共が買う方がリスクが下がる。また、イメージパースで別棟にしているのは、耐震や歩行者動線の問題があるが、今後、地権者やディベテロッパーと協議していく上で、ビルの一角に入るなど、状況が変わる可能性もある。耐震の関係も現在の技術でクリアできると聞いている。Q、庁舎の移転にあわせて、早急に道路改良をする意思はあるのか。A、道路網について再検討したい。

以上、執行部への質疑修了後、各委員としての方向性について次のような意見が出されております。まず、庁舎建設候補地が一本化されたことに伴い、委員会として可否の意思表示をすべきである。そして、来年度予算に影響があるため、早急に結論を出すべきである。また、庁舎建設候補地一本化の広報を見た住民から問い合わせを受ける。これに対して、町長の考えである旨、回答している。すると、議会の考えについて問い合わせを受ける。これに対して、これから質疑、討議を行い、結論を出す旨、回答している。町民の方は、議会の意向を知りたがっており、私たち議会としては早急に結論を出すべきと考える。また、執行部は、一方的に一本化したままではなく、一本化をして議会に示したというような説明をすべきである。それから、委員会で結論、結論と言うが、結論は本会議で出すべきだ。また、執行部が説明会を開催するということは評価できるが、合併説明会のときは、説明会参加者が少なかった。そんな状況で説明しても、説明責任

が果たせたかということ、難しい問題である。また、執行部が候補地を一本化し、説明会を開催すると、議会の意見はどうなんだということが浮上する。町のホームページを見ても、議会への強い批判が載っている。今、町民と議論しても、すれ違いの部分は多い。それは、あなた個人の意見で、執行部はこう考えていないということになる。やはり、委員会として意見を集約すべきである。また、町の広報紙に掲載された候補地は、あくまでも町の考えである。議会は議会で、町が候補地を一本化したことに対する議会の判断を早急に示すべきであり、そのためには、委員会としての意思表示が必要と考える。一本化された候補地に対する可否を決し、中間報告として本会議場で報告すべきである。また、いろいろな数値や効果が明確に示されていない。その辺がはっきりして決断したいと、こういうふうなことであります。また、町長は住民説明会を行うべきである。住民意向調査の結果もあわせて説明してもらって、そこで住民の意見を我々も聞いて、委員会の結論を出すべきである。また、住民説明会が行われた場合、町は、候補地を一本化したという説明で行うことになると考える。町民に対してそのような説明をした後、議会としては、それに反した結論を出すということは混乱を招くことになるのではないか。それから、住民への説明会の開催については、開催すべきという意見と、開催すべきでないという意見がある。説明会の開催について諮ったところ、開催するという賛成の方の挙手を求めた結果、賛成は6名、住民説明会は開催すべきでないということで決しております。また、執行部と質疑を行って、いろいろ課題があっても、その課題がどの程度反映されるか、それを説明を受けて、また判断すべきである。ということで、次回委員会をまた改めて開くということで、7月27日、第5回目が開かれております。

執行部から追加の説明資料「新庁舎建設候補地の選定方針について」というのが提出され、その資料に基づき、新庁舎建設候補地の一本化の判断理由について、道路交通アクセス、事業費の抑制、民間施行による共同建物の視点から、次のとおり追加説明を受けた。まず、当該候補地は、まちづくりの視点、公共交通アクセス等にすぐれており、総合的に勘案した結果、新庁舎建設候補地にふさわしいと判断した。また、当該候補地は、道路交通アクセスに難点があるが、将来的には広島市東部地区連続立体交差事業により、踏切除却や土地区画整理事業にあわせて施工する海田市駅南口線・中店窪町線の整備により、道路交通アクセスは格段に向上する。また、これらの整備が完了する間にも、明神橋西詰歩道橋の撤去や町道2号線の中店橋南側の道路拡幅工事をはじめとし、明神橋西詰の隅切り設置を検討するなど、瀬野川右岸の道路改良が進むこととなるとい

う説明を受けています。執行部は、庁舎建設に係る基本計画作成業務を9月に発注する予定としていることから、今後のスケジュールに与える影響を勘案し、本委員会として執行部が示した候補地案に対する可否を示すこととした。庁舎建設用地を「海田市駅南口東街区」とする案に賛成の者の起立をさせる方法により採決した結果、5名の方が起立をされております。駅前街区賛成は少数でありました。この結果は海田市駅南口東街区に対する結果であり、本委員会での結論でないことを確認し、議長に報告することとしました。また、これまでの本委員会の調査結果を本会議で中間報告するということと決して、以上で本日の報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、会議規則第43条の2第2項の規定により庁舎建設特別委員会からの中間報告を受けたものですので、庁舎建設特別委員会中間報告については、これをもって終結いたします。

以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成21年第7回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

午前9時46分 閉会